

練馬区議会議員(無所属)

かとうき桜子

区政レポート

2024年3月号

(議会報告通号 Vol. 160)



メールマガジン

発行中!

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102
電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158
HP <http://www.sakurako-nerima.com/>
メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp



2月～3月の区議会定例会で、2024年度の予算が示されました。予算額は一般会計約3230億円。練馬区として新規・拡大事業で示しているものを例示します。

かとうき桜子が質問した内容は、中面でご紹介していきます。

【こども】

- ・保育所で医療的ケアの必要な子を受け入れるための研修、医療機器対応の蓄電池を配備
- ・区立幼稚園のあり方検討(2024年度・2025年度検討、2026年度計画策定)
- ・ヤングケアラーコーディネーターの配置、教員向け研修の充実
- ・学校給食費無償化を第1子から実施

【高齢者】

- ・地域包括支援センター27か所に生活支援コーディネーターを配置
- ・介護事業所と連携した認知症相談窓口の設置

【障害】

- ・三原台2丁目に医療的ケアが必要な人の通いの場などの多機能型施設を誘致
- ・重度訪問介護や同行援護等を利用している方(重度の障害のある人、視覚障害のある人)の通勤中・勤務時間中の支援を行う就労支援事業の実施

【ひとり親】

ひとり親家庭の転宅費用助成、離婚前後親支援講座の実施

【地域福祉】

- ・権利擁護センターに終活相談窓口の設置
- ・地域福祉コーディネーターの増員

【健康】

- ・男性を対象とするHPVワクチン接種助成
- ・病院と連携した自殺未遂者支援

【災害対策】

- ・密集住宅地域の整備推進
- ・感震ブレーカーの貸与

【環境】

- ・カーボンニュートラル化設置等補助金(太陽光発電設備の設置など)の予算増
- ・友好都市である長野県上田市と連携したカーボンオフセット事業の検討

【文化】

- ・美術館・貴井図書館の全面リニューアルに向けた実施設計

介護が必要な人の紙おむつ支給の制度変更がありました。

昨年夏の区政レポートで、介護が必要な人の紙おむつ支給の上限額が8千円から5千円へ引き下げられてしまったことをご報告しました。

紙おむつ支給事業は、「常時紙おむつ等を必要とする要介護高齢者の自宅へ紙おむつを配送する事業」。

【2020年度まで】

- 対象者：年間所得360万円以下の方
- 支給上限：8千円

紙おむつの支給を1割負担で利用できる。

(つまり、8千円のおむつの支給を受けた場合、800円の支払い)

- 制度的位置づけ：介護保険の中の地域支援事業(国・都・区・第1号被保険者の保険料が財源)

地域支援事業は国費が入っているので、国は、地域支援事業で紙おむつ支給を実施している場合には終了する方向で時限的なものとし、非課税世帯のみを対象とし、年額6万円に収まるようにとする事務連絡を出しました。(2020年11月「任意事業における介護用品の支給に係る事業の取り扱いについて」)

それを受けて練馬区でも2021年度からは以下のように変更されました。

【2021年度から】

- 対象者：非課税世帯
- 支給上限：月5千円(年額6万円)

それが今回、新たな介護保険事業計画を策定するにあたり、再び対象者を広げました。

【2023年度から】

- 対象者：介護保険料の第8段階まで(年収約450万円)
- 支給上限：6千円(年額7万2千円)

○制度的位置づけ：介護保険の第1号被保険者の保険料を財源とする「特別給付」年額で7万2千円分あれば、9割の人がそれで足りると見込んでいるという説明でした。

対象と上限額が拡大されたことは望ましいことですが、これで本当に区が説明する通り、多くの方にとって十分足りるといえるのかの検証は必要です。また、特別給付という形で実施するべきかという点では議論が残ります。

【かとうき桜子プロフィール】

1980年生まれ。現在、43歳です。27歳から区議会議員になって、5期目です。

- 桐朋女子という、自由な校風の中学・高校を卒業しました。こどもの頃から猫が好きで、今も3匹の保護猫を飼っています。キジトラ、サバトラ、黒猫。
- 慶応義塾大学文学部では国文学を専攻していましたが、人間関係を調整する仕事に関心を持ち、大学4年(2002年)の夏休みにホームヘルパー2級の資格を取得しました。
- もっと深く福祉のことを知りたいと、大学卒業後に夜間の上智社会福祉専門学校に入学し、昼間はヘルパーや福祉関係の事務の仕事をしながら、2005年に社会福祉士を取得。
- 社会福祉士取得後、NPOで介護の仕事をしたのですが、制度的な課題を感じ、介護保険など制度運用の改善と地域で人の生活をささえるしくみを作りたいと、2007年の区議会議員選挙に初挑戦し、当選しました。
- 議員になってすぐ、区立保育園の民営化問題で当事者が置き去りとなって施策が進められていることに疑問を感じ、立教大学大学院・21世紀社会デザイン研究科にて、民営化問題と市民参加について研究しました。
- 2012年、検診で子宮頸がんが見つかり治療。今は定期検診のみで、落ち着いています。この経験を機に、女性の健康や人権についてもっと取り組んでいきたいと考えました。
- 2014年、東日本大震災で被災した地域の応援の活動で知り合った夫と結婚。
- 2017年、手話検定1級取得。
- 2018年、シェアハウスと地域の拠点「ウイズタイムハウス」を大泉学園町4丁目にオープン
- 2020年、介護福祉士を取得。
- ヘルパーや相談員の仕事も続けています。現場の実践を政策に活かすとりくみを今後も続けていきます。



以前、紙おむつ事業のことを書いた区政レポートはこちらからご覧いただけます。



困難な問題を抱えた女性への支援の充実を

2024年4月に法律が施行されます

2022年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が、今年の4月に施行されます。

DVの被害に遭った人は、DV防止法に基づいた支援がありますが、例えば、
 ・過去の性暴力被害の影響で生きづらさを抱えている
 ・親・兄弟からの暴力や不和など、家庭環境に課題がある

・今はDVの状態からは脱したが、依然体調不良など生活に困難を抱えている

といったような場合に支援できる制度がありませんでした。そこで、今までは売春防止法を用いて相談を受けたり、一時保護をおこなうといった支援がなされてきました。売春防止法はもともと、売春をしている、するおそれのある女性の保護・更生を目的としているため、支援や福祉の視点が不足していました。女性の支援をしている相談員や施設といった支援現場から、「女性の支援」の視点に立った法制度が求められてきた結果、この法律ができました。

2023年3月 国の方針

2024年2月 東京都の基本計画のパブリックコメント募集

と、国・都の施策は動いています。練馬区は男女共同参画計画の改定の中に盛り込む予定で、2025年3月までに策定予定とのことです。

今までの制度で見えた課題への対策を

今回かとうきからは以下の提案をしました。

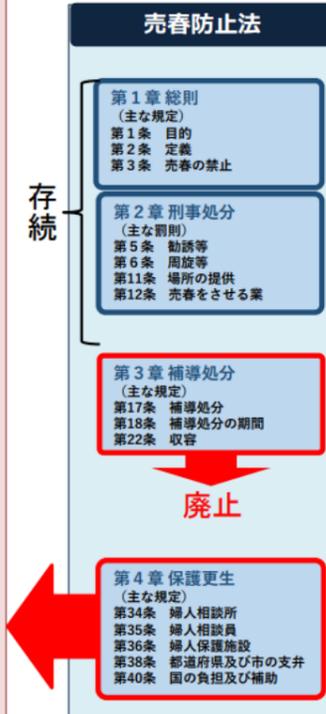
○住宅地が中心である練馬区では、繁華街のように若い人が街中で過ごしている姿が見られるというよりは、「住まいはあるけれど生きづらさを抱えて孤立」したり、メンタルケアが不十分だったり、今の住まいがその人の体調に合わないこともあります。(例えばPTSDで大きな音が苦手だけれど生活困窮しているため音漏れのしやすいアパートに入居している、など)

しかし、今現在暴力を受けているというわけではない、今「居所なし」というわけではない、という場合には、一時保護の対象にならないとされて利用できていないなど、支援につなげていないケースがあります。

現在の生活環境に困難を感じている人への柔軟で積極的な支援を実施すべきです。

○生活の場の確保の方法として、都の計画には「女性自立支援施設(従来の婦人保護施設)、母子生活支援施設、自立援助ホーム、厚生施設、救護施設、宿所提供施設、無料低額宿泊所、障害者支援施設・グループホーム」が挙げられています。

しかし、これらは当面の住まいの確保として利用できるものの、メンタルケアなど今その人が抱えている生きづらさやトラウマのケアなどを専門的におこなう機能があるところばかりではないので



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 (令和6年4月1日施行)

■目的・基本理念
 = 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。
 ※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■国・地方公共団体の責務
 = 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■教育・啓発 ■調査研究の推進
 ■人材の確保 ■民間団体援助

■国の「基本方針」
 ※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■都道府県基本計画等
 ⇒施策の実施内容

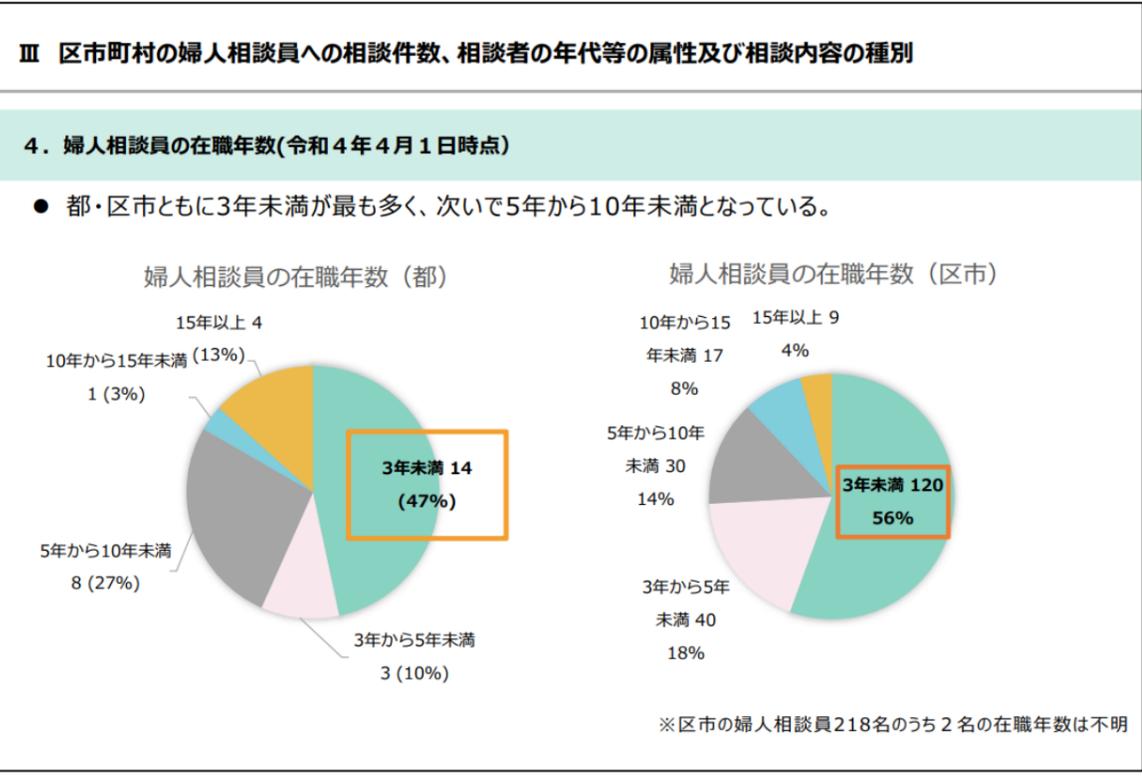
■支援調整会議(自治体)
 ⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター (旧名: 婦人相談所) 女性相談支援員 (旧名: 婦人相談員) 女性自立支援施設 (旧名: 婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援
 ■支援対象者の意向を助成。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
 ⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援

■国・自治体による支弁・負担・補助 民間団体に対する補助規定創設

↑ 厚生労働省ホームページ内「女性支援新法の概要」より



↑ 東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会 第1回 資料4より

す。住まいの確保だけではなく、きめ細かな「生きづらさへの支援」を制度的に位置づけるべきで、区として国や都にもその対応の要望をすべきです。

○練馬区では今後、若年女性の居場所づくりを進めるということなので、そこで心理相談ができるようにすべきです。

○練馬区では外国籍の女性の相談について、DV相談の件数しか把握していないとのこと。外国籍の女性が、生きづらさの相談などでもできる機会の確保と、分かりやすい周知をすべきです。

○現在、区内の女性自立支援施設の入所者のうち、20代が53%とのこと。若い世代がより一層利用しやすい支援の充実が必要です。

○都の資料によれば、女性の相談を受ける女性相談支援員(従来の婦人相談員)は、非正規で、経験年数3年未満の人が多いとのこと。

一方、練馬区では区内4福祉事務所に合計正規職員8名、非常勤(会計年度任用職員)8名がいて、平均の経験年数は正規6年、非常勤7.5年で比較的長いのです。業務内容は一時保護の手続き、入所の支援、生活保護へのつなぎ、住まい探し、医療機関や法律相談への同行など多岐にわたったり、専門性が求められます。長く経験のある非常勤職員の常勤化など、処遇改善を進めるべきです。